

鹿児島県の融資制度

口蹄疫により影響を受けた中小企業者の経営再建を支援します。

口蹄疫経営再建支援資金

【取扱期間：平成23年3月31日まで】

融資対象者

県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者および組合で、口蹄疫に起因して生じた事由により、以下のいずれかに該当する方が対象です。

① 最近1か月の売上高又は販売数量(以下、「売上高等」という。)が平成22年3月または前年同期と比べ10%以上減少している月があり、かつ、最近1か月の売上高等が平成22年3月又は前年同期の売上高等と比較して減少している中小企業者

② ①の要件に該当し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者

- ・ 最近3か月間の平均売上高等が前年の同期と比べ3%以上減少
- ・ 最近3か月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年の同期と比べて3%以上減少
- ・ 最近3か月間の平均売上高等が2年前同期と比べ3%以上減少

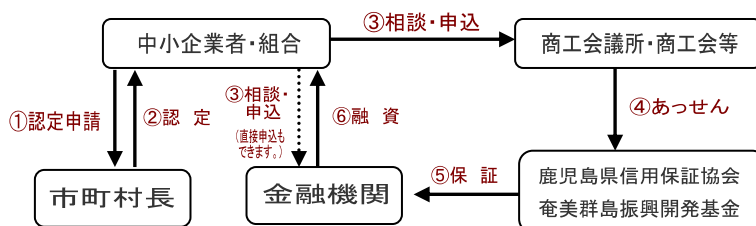
※ 市町村長の認定が必要です。

融資条件

平成22年10月12日現在

融資限度額	運転資金5,000万円
利率	1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3%
信用保証料率	融資対象者①に該当する方 年0.45%～年1.55%(リスク考慮型信用保証料率による) 融資対象者②に該当する方 年0.45%
融資期間	運転資金 7年以内(据置24月以内)
償還方法	毎月均等分割
保証人・担保	保証機関の定めるところによる
取扱金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合、商工中金、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本ファミリー銀行、宮崎太陽銀行(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
借入申請に必要な書類	○信用保証委託申込書 ○県民税及び市町村民税の納税証明書 ○融資対象者であることの市町村長の認定書 ○融資対象者②に該当する方 特定中小企業者認定書 ○その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

融資の流れ



— ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等へどうぞ —